

新報レポート

ノータリーパブリック 眞鍋恭子さん 日本語でも安心して頼めるサービスを提供



眞鍋恭子さん

ノータリーパブリック (Notary Public: 以下ノータリー) は名前がよく聞くが、実際どんなサービスを提供しているのか意外に知らない人が多いのではないだろうか。住宅ローンの登記、遺言書の作成など法律の専門家の助けが必要なとき、日本語で相談したり書類の作成を依頼できれば心強い。今年8月にブリティッシュ・コロンビア州ノースバンクーバーで、千手ノータリーを開業した眞鍋恭子さんに話を聞いた。

ノータリーを目指したきっかけ

1988年に学生としてカナダに来ました。最初はコマースの撮影助手など技術系の仕事に就いていました。その後、サイモンフレーザー大学(SFU)でマーケティングを専攻して学士号を取り、マーケティング畑で2014年まで働いていました。広告代理店や外資系の会社、ノータリーになる前はカナダ観光局に10年くらい籍を置いていました。

でも、このまま観光局での仕事を続けていていいのかと疑問があったんです。離婚をして、ひとり小さい子供2人を養っていかなくてはならない。この仕事をしていると子供と過ごす時間がありませんでした。公務員の仕事とはいえ、勤務時間も長く、出張も多かったんです。そして離婚を経験した時、弁護士さんを使った手続きや裁判所へ出向いたりしたので、カナダの法律が全くわからなかったのです。大変な

思いをしました。離婚は成立しましたが、その後の子供の面会権、養育費とかも決めなくてはいけない。こんなに大変なことをみなさんどうしてらっしゃるんだろう、と考えたんです。私は仕事をしていたので、良かったかもしれないんですけど、(人によっては)離婚しただけでもできない方とか、苦勞されている方がたくさんいるんじゃないだろうかと思っただけです。そういう方たちの何か助けになるような仕事はないだろうかと思いました。

最初は弁護士になろうと考えたんですが、また4年学校に行くのも大変。それと弁護士というのは自分にはなるとなく煮え切らない仕事かなと感じました。裁判に勝っても負けても弁護士は報酬をもらえますが、クライアントはどちらかが勝ち、もう一方は負けて、という結果が裁判官によって出てしまいます。自分の体験ですが、裁判は法律制度で必ずしも、当人にとってフェアではないと思われる結果もよくあります。そんな時、ノータリーの仕事を見つけたんです。

ノータリーになるまでの道のり

ノータリーになるには、まずノータリーパブリック連合会(以下ソサエティー)に準会員として受け入れられる必要

があります。そのためにはリファレンスレター(推薦状)、成績表、履歴書などを用意しなくてはなりません。面接や書類審査の後、準会員として認められたらSFU大学院で修士号を取らなくてはならないんです。大学院を卒業してから実習期間も含め、ソサエティーから課されたプログラムを消化して、ようやく州が行うStatutory Examという認定試験を受けることができます。それに受ければノータリーとして最高裁判所から認定を受けるといふプロセスになります。

開業に至るまで

ノータリーに任命されるまで学生でしたので、ビジネスを始める資金もない状態でした。ノータリーの事務所を雇われるということも考えていたのですが、なかなか就職難で競争率も高く、いろいろ悩んだ挙句このままじっとしていてもどうにもならないし、どこかで投資をしなければ自分には戻ってこないと思うようになりました。ノータリーになりたいと思った理由の一つは、ある程度自分で、目標や計画を立てて、労働時間を設定して、子供と過ごせる時間を大事にしながら仕事ができるということもありましたので、そのためには自分で開業するべきかなと思いました。

弁護士と同じく法的アドバイスをできます。また、ノータリーは修士号を習得しなければならず、一方、弁護士は学士号を取得する必要があります。ノータリーは日本の司法書士、行政書士、公証人の仕事を混ぜた感じなんです(注: 実際の任務や業務はBC州の法律に基づいており日本とは異なる)。北米ではBC州ケベック州、ノースカロライナ州だけが、ノータリーのできる範囲が広くて責任も重いんです。

日本語で相談できることの心強さ

家を買ったり売ったりするというのは人生の中でも大きなお買い物にもかかわらず、慌ただしく書類にサインして終わってしまうというような経験をした方も多くあります。そんなときのために遺言書(死後必要な書類)や委任状(生前必要書類)を持つていければいいなと思います。自分が苦勞したことがたくさんあったので、お客様には苦勞を課せたくないので、頼んで良かった、と思っただけのようなサービスができたらいですね。また、遺言などはおお客様のいろいろな思いや感情が詰まっているものだと思いますので、日本語の方が話しやすいと思われる方もいらっしゃるかもしれません。財産をお持ちの方やご家族のいらっしゃる方は特に、年齢に関係なく遺言状を作成することをお勧めします。

書(Statutory Declaration)ですが、これは署名をされる方の身分証明と『ここに書いてあることは本当のことです』という証明書です。未成年の学生さんの管理入契約書(Custodian)や認証簿本の作成もします。親御さんがお一人でお子さんを連れて海外に渡航されるときに、必要なレターを公正証書にすると安心ですね。公正証書にして携帯しなければいけないという国もありますので、事前にチェックが必要ですよ。

今後の展望

自分のサービスについてももちろんですが、ノータリーができる業務について、もっと積極的にノースバンクーバーのコミュニティを始め、日系コミュニティにも広めていきたいです。無料セミナーや無料コンサルティングなどを通して、もっと理解を深めたいですね。また不動産仲介業者、ファイナンシャルプランナー、モーゲージブローカーの方たちと一緒にセミナーをやってみたいと思っています。

ます。特にお子さんがいらっしゃる方にお伝えしたいのは、ご両親2人が同時に亡くなってしまうとき、もし遺言書がない場合は、後見人が決まるまでの間、または、後見人がいない場合は、パブリックガウディアンがお子さん(19歳未満)を引き取ることになり、後見人も書面での指定が無ければ、ご両親がご希望されていた方にならないかもしれません。自分たちにもし何かあったときのために、なにかしらの意思表示を公正証書として残しておくことは大切なんです。他にも、お葬式はどうするのか、借金は誰がどうやって支払うのか、住居はどうするのか、遺産処分はどうするのか、その時になってみるとやらなければならないことや、分らないこともたくさん出てきます。そんなときのために遺言書(死後必要な書類)や委任状(生前必要書類)を持つていければいいなと思います。自分が苦勞したことがたくさんあったので、お客様には苦勞を課せたくないので、頼んで良かった、と思っただけのようなサービスができたらいですね。また、遺言などはおお客様のいろいろな思いや感情が詰まっているものだと思いますので、日本語の方が話しやすいと思われる方もいらっしゃるかもしれません。財産をお持ちの方やご家族のいらっしゃる方は特に、年齢に関係なく遺言状を作成することをお勧めします。

に伝えながら、法律のプロとしてお客様の手伝いをさせていただけだと思っと思っています。ノータリーの管轄以外の質問をいただいても、優秀なファイナンシャルプランナーや会計士などのネットワークを持っていきますので、信頼できる方を紹介させていただきます。

新報の読者にメッセージを

私どもの職業はなんとなく上から目線というふうなイメージがちなかもしれませんが、電話やメールでのお問い合わせにも英語、日本語で誠意をお応えします。ちょっとしたことでも心配ごとや気になつていらっしゃることを、お気軽に相談していただけるような身近なノータリーになりたいと思っています。

眞鍋さんと会って、その気さくで話しやすい雰囲気や、心感を覚える人は多いと思う。難しい法律的なことも分かりやすく説明し、納得いくまで相談に乗ってくれる、安心して依頼できるサービスを提供してくれる。シーバス乗り場とロースデールキーのすぐ近くにあり、アクセスしやすく便利だ。(取材 大島多紀子)

千手ノータリー 住所: 500-171 West Esplanade, North Vancouver 電話: 604-454-8222 FAX: 604-608-3980 ウェブ: www.senjunosary.ca メール: kaymanabe@senjunotary.ca